

ロ 広報の必要性等

広報活動においては、パンフレットその他様々な広報媒体が使われており、この広報媒体の開発製作は極めて重要な地位を占めている。広報媒体の開発製作は、企画・デザイン及び印刷・製本の2段階に分けられるが、前者については、言語、慣習その他国民性の絡む面があるため我が方が協力の対象とすることはなじまないと考えられる。

したがって、既述のとおり、極めて必要とされる客観情勢にあるにも拘らず、不十分な形で活動に留まっている広報活動の改善に対しては、我が方は広報媒体の印刷・製本の部面で協力することが適当である。事実、フィリピン側に対し聴取した際、この点につき率直に期待している旨述べている。

他方、本センターが、行政職員のみならず民間も対象に研修を大々的に実施していくとなれば、これに見合うだけのテキスト等とともに、視聴覚教材の開発・製作が不可欠であり、これに対応し得る現業部門を設けることが是非とも必要とされる。

この点も踏まえ、研修・広報部門に対する協力の一環として、研修教材及び広報媒体製作に係る印刷・製本技術の移転が必要である旨本調査団としてフィリピン側に説明したところである。

フィリピンにおける労働安全衛生事情は、工業化が初期の段階にあった我が国の昭和20年代後半に類似しており、このような時期における安全衛生対策の実効を期するためには、関係労使に対する情報の提供、国民一般に対する啓発運動を継続的に実施することが必要である。

国民一般及び関係労使に対して安全衛生意識の高揚を図るための具体的手段としては、一般の学校、大学における安全衛生教育の実施、安全衛生大会の開催、広報資料の配布、安全衛生週間の実施等が効果的であると思われる。

ハ 研修・広報課の業務

(イ) 行政官を対象とした研修の実施

労働基準監督官、ECC職員その他の行政官に対する研修計画の作成と同計画に基づく研修の実施並びに研修効果の評価等を行う。研修コース、内容、定員、期間等は表-7のとおりである。

(ロ) 企業関係者を対象とした研修の実施

企業安全管理者、産業医、保健婦、その他の安全衛生関係者に対する研修計画の作成と同計画に基づく研修の実施並びに研修効果の評価等を行う。

なお、研修コース、内容、定員、期間等は表-8のとおりである。

(ハ) 研修テキスト、A/V教材等の作成

研修に使用するテキスト、講師用マニュアル、視聴覚教材等の作成及びその見直し

等を行う。

(イ) 安全衛生に係る一般情報の収集等

国内外で刊行される安全衛生関係図書、論文等、パンフレット、ポスター、スライド等を収集、管理する。

(ロ) 出版物の発行

月刊誌、年報等の定期刊行物その他の出版物を発行する。

(ハ) 安全衛生展示館の管理運営

各種保護具、安全装置等を常時展示する展示館を設け、その管理、運営を行う。

(ニ) 民間の安全衛生関係行事への協力

民間の団体等が実施する安全衛生大会、講習会、安全衛生週間等の行事の実施について指導援助する。

ニ 専門家の業務

この度の事前調査において、本調査団とフィリピン側との合意の上ミニッツにもうたわれ、労働安全衛生教育の分野でも我が方から長期専門家を派遣することとなったが、当該専門家は、次に掲げる事項につき、そのカウンターパートに対し協力することが必要であると思われる。

- ① 研修部門における行政職員及び民間向け全研修コースに係る計画作成、同計画に基づく実施管理及び実績評価の手法、ノウハウを移転すること。
- ② 各研修コースに係るシラバス、カリキュラムの作成を、健康管理、安全管理及び環境管理部門との連携の下に行うこと、これらの運用管理及び定期的見直し等に係る手法、ノウハウを移転すること。
- ③ 各研修コースで必要とされるインストラクター用マニュアル並びに研修員用テキスト及び視聴覚教材の整備計画の作成、これら教材の開発・調達及び印刷・製本、当該教材の使用管理、定期的見直し等に係る手法、ノウハウを移転すること。
- ④ 研修教材・広報資料の印刷・製本部門における関連機器に係る技術及び当該部門の運用管理の手法を移転すること。
- ⑤ 安全衛生教育に係る教育技法を移転すること。
- ⑥ 「比」側カウンターパートのインストラクターとしての資質向上度の評価を行うとともに、日本に派遣する研修員の人選に参画し、その研修効果を把握すること。
- ⑦ 研修・広報部門における短期専門家の派遣、機材供与等に係る計画、連絡調整に当たる。

表一 7

I 行政職員の研修計画

研修の名称	対象者	主 な 内 容	回数 (年)	人員	期間	備 考
新任労働基準監督官研修	新規採用の労働基準監督官	行政の動向と課題、労働経済の動向 労働安全衛生関係法令、労働安全の基礎知識、労働衛生の基礎知識、安全衛生に関する監督の実務（実習）	1 回	10人	1ヶ月	労働省新任労働基準監督官研修、労働省新任労働基準行政職員研修
技術系新任労働基準監督官研修	新規採用の技術系労働基準監督官	機械設備の安全、建設工事の安全、化学物質による障害の防止、じん肺の防止、作業環境の改善、検査、事前評価及び災害調査の基礎	3 年 毎 1 回	20人	1ヶ月	“
中堅技術系労働基準監督官研修（安全衛生一般研修）	技術系監督官のうち、3年以上の実務経験をする者	安全衛生行政の動向と課題、安全工学、労働衛生工学、安全衛生教育の方法、災害調査及び要因分析（実務）、事前評価（実務）、安全衛生診断（実務）、作業環境改善（測定、局排設計実務）	1 回	20人	1ヶ月	労働省産業安全専門（I）研修、労働省労働衛生専門（I）研修
中堅技術系（労働安全） （機械・電気安全コース） （労働安全専門監督官研修）	技術系監督官のうち、3年以上の実務経験をする者	安全行政の動向と課題、信頼性工学、人間工学、運搬工学、作業分析、自動制御、材料の破壊、電気工学 安全性の事前評価（製造工場）実務、安全衛生診断（製造工場）実務	1 回	10人	2～3 週間	労働省産業安全専門（II）研修、労働省労働衛生専門（II）研修

研修の名称	対象者	主な内容	回数(年)	人員	期間	備考
ボイラー等の安全コース	技術系監督官のうち、3年以上の実務経験を有する者	安全行政の動向と課題、ボイラー等の動向と課題、自動制御、水管理、燃料と燃焼、取扱と保守、法令及び構造規格、検査実務	1回	10人	2～3週間	労働省ボイラー等検査担当者研修
エレベーター等の安全コース	"	安全行政の動向と課題、エレベーター等の動向と課題、エレベーター等の設計(構造規格)、エレベーター等の製作、エレベーター等の検査実務	1回	10人	2～3週間	労働省クレーン等検査担当者研修
建設安全コース	"	安全行政の動向と課題、建設経済事情、土質工学(土砂崩壊の防止を中心として)、構造力学(仮設構造物の設計を中心として)、機械化施工、安全性の事前評価(建設工事)実務、安全衛生診断(建設工事)実務	1回	10人	2～3週間	労働省産業安全専門Ⅱ研修、労働衛生専門Ⅲ研修
化学安全コース	"	安全行政の動向と課題、危険物及び化学反応に関する知識、化学設備の構造、計装、制御等、化学設備の取扱い及び点検、測定、保護具等、安全性の事前評価(化学工場)実務	1回	10人	2～3週間	"

中堅技術系監督官研修(専門研修)

研修の名称	対象者	主な内容	回数(年)	人員	期間	備考
労働衛生担当者研修	健康管理コース 医学系、保健系又は技術系監督官のうち、3年以上の実務経験を有する者	労働衛生行政の動向と課題、職業性 疾病とその予防、労働生理、救急措置 作業環境の改善、労働衛生教育の手法、 健康診断実務	1回	5人	2～3 週間	労働省産業安全専門 研修、労働省労働衛 生専門研修
	環境管理コース 技術系監督官のうち、 3年以上の実務経験を有 する者	労働衛生行政の動向と課題、職業性 疾病とその予防、局所排気装置の設計 実務、作業環境の測定実務	1回	5人	2～3 週間	〃
職業病認定研修	ECC、SSS、GSIS の医師職員	労働衛生行政の動向と課題、各種職業 性疾病の疫学及び病因論、各種職業性 疾病の診断技法と診断基準、鑑別診断 方法	2回	15人	2～3 週間	〃
障害等級認定研修	ECC、SSS及び GSISの医師職員	労働衛生行政の動向と課題、職業性 疾病の疫学及び病因論、職業性疾病の診 断基準、職業性疾病の治療及びその評 価方法、身体機能、生活能力の評価方 法	1回	15人	2～3 週間	

(注)1. 「新任労働基準監督官研修」(Basic Course for newly-hired LASWOs) に関し

(1) 労働条件局(BWC)から取したところ、新規採用LASWOは、おおむね過去3年間30人であり、また、今後技術系LASWOを毎年計画的増員を図るということであつたので、今後とも毎年10人程度あるものとした。

(2) 本研修は、労働安全衛生関係法令を理解させるのが目的であり、講師の養成等我が方協力なしで「比」側独自にできると「比」側から確認得られたので、我が方技術協力期間の初年度から当該研修が実施されても差し支えないと判断した。

2. 「技術系新任労働基準監督官研修」(Basic Course for newly-hired safety engineers) に関し新規採用のLASWOが、毎年10人程度しか見込まれず、Safety Engineer (安全検査官)となる技術系LASWOが、半数を占めるとみても5人程度であることと、2年間程度LASWOとして勤務した後検査の基本を教えることによいとの考え方の下に定員20人で、3年に1回の実施とした。

3. 「中堅技術系労働基準監督官研修(安全衛生一般研修)」(Advanced Course for LASWOs with more than 3 years experience) に関し

現在、技術系LASWOは、13地方労働事務所に71人配置されており、1地方労働事務所当たり5.5人いることになるが、各地方労働事務所における業務の状況、労働条件局(BWC)の予算事情等に鑑み、定常的には10地方労働事務所から各2名までしか研修に出せないとみて定員を20人とした。

4. 「中堅技術系労働基準監督官研修(専門研修)」(Advanced Course for Safety Engineers with more than 3 years experience) に関し

(1) ボイラー等機械の検査官に必要な検査技術を研修するものであり、しかも既に少なくとも3年間検査業務に従事しているのに鑑み、専門分化した5コースを実施することとし、10地方労働事務所から各1人の参加と想定するとともに、各地方労働事務所から専門コースの数に応じた回数だけ人数をさげなければならない点とにらみ合わせ定員10人とし、期間は2～3週間とした。また、専門コースの数が多いのに鑑み、本研修の実施時期は最終(第5)年度とした。

(2) 専門コース(I)～(V)については、我が方としては、一般電気機械、ボイラー等、エレベーター等、建設及び化学の5分野を考えている。

5. 「労働衛生担当者研修」(Industrial Hygienists' Course) に関し

(1) 本論の「イ. 研修に対する基本的な考え方」の(イ)～(ウ)において述べたとおり、Industrial Hygienistと目される医学系LASWOが3人しかおらず、技術系LASWO71人と合わせ本研修対象者は74人とみた。(参考Ⅳ-2-(5)-1-(イ)-(a))

(2) 日本で言う労働衛生 (Occupational Health) の概念は、健康管理、環境管理及び作業管理を包括する幅広いもので、したがって医師により担当される分野のみならず、工学技術者により担当される分野も含まれているが、フィリピン側関係者から聞いたところでは、フィリピンにはこの概念とともに実体もないようであった。

上記との関係で、「Industrial Hygiene」は、日本における労働衛生分野における健康管理を中心とする医師の守備範囲に属する分野を指すものであろうとの考え方に立ち、我が方としては、フィリピンにおける今後の安全衛生対策の充実・促進を期する観点から日本の労働衛生の概念とこれに係わる技術移転を行うこととした。

(3) このため、本コースは、Basic Course 及び Advanced Course の2階建て方式ではなく、健康管理コースと環境管理コースとの労働衛生の構成分野別に立て、しかも、当面、パイオニア養成とし定員5人に抑え期間も2~3週間とすることとした。この枠組は、フィリピン側のものと著しく異なるものとなったが、我が方としては現実的なアプローチを求めたと考えている。

6. 「職業病認定研修」(Occupational Diseases Classification Course) 及び「障害等級認定研修」(Disability Evaluation Course) に関し

(1) これら研修の対象者数は、既に、本論Iの(1)の「1行政職員の人員・配置」において述べたとおり合計81 (ECC本部3人及び同支部3人、SSS35人及びGSIS40人) である。

(2) これら医師である職員は、専門技術及び知識の不足に悩まされながらも職業病認定又は障害等級認定の業務に追われているとのことであり、専門技術的能力の向上のことばかりを考えるわけにはいかないであろうから、職業病認定研修を先行させ、両コース併行の時期を遅らせるとともに、定員も5年間でおおむね1巡する程度に抑え15人員とした。

表-8

II 民間における安全衛生担当者の研修計画

研修の名称	対象者	主な内容	回数(年)	人員	期間	備考
経営首脳者安全衛生セミナー	各企業における経営首脳者	安全衛生上の問題点と対策の方向, 安全衛生関係法令の概要, 企業経営と安全衛生, 労働災害防止の基本的事項に関する対策, 労働災害防止の具体的な対策	4回	50人	1日	中災防経営首脳者セミナー
安全委員会委員研修	法令上設置が義務づけられている安全委員会メンバーのうち, 職長等の監督者及び労働組合の代表者	作業手順の定め方, 作業方法の改善, 適正配置, 指導及び教育の方法, 作業設備の安全化, 点検の方法, 異常時における措置, 安全衛生についての関心の保持	6回	100人	1週間	安衛法第60条(職長教育)中災防R&ST講習
産業医養成研修	医科大学卒業者等のうち, 産業医になろうとする者	産業医学概論, 疫学調査と結果の解析, 職業性疾病の予防対策(作業環境管理, 作業管理, 健康管理), 特殊な作業環境と健康障害, 関係法令, 一般健康診断, 特殊健康診断の技法(実技を含む。)	4回	50人	1月	産医大産業医学基本講座
産業医研修	現に産業医である者	労働衛生行政の動向と課題, 産業医学の最近の知見, 職業病の発生状況と防止対策, 職業性疾病の事例研究	2回	100人	1日	日本医師会産業医学講習会

研修の名称	対象者	主な内容	回数(年)	人員	期間	備考
製造業コース	製造業において、現に安全管理者である者又はなろうとする者	安全管理一般、衛生管理一般、計画の作成、設備、環境の改善(安全診断、点検)、安全衛生教育、訓練(救急、救護を含む)、災害調査の方法と災害分析、具体的災害防止対策、関係法令	6回	50人	2～3週間	中災防安全管理講座、 中災防衛生管理講座
建設業コース	建設業において、現に安全管理者である者又はなろうとする者	安全管理一般、衛生管理一般、工事ごとの安全性の事前評価、工事事務の安全、掘削工事の安全、建設機械の安全、安全衛生教育、訓練(救急、救護を含む)、災害調査の方法と災害分析、具体的災害防止対策、関係法令	6回	50人	2～3週間	建災防安全管理講習、 中災防衛生管理講習、 建災防救護技術管理者 研修
鉱業コース	鉱業において、現に安全管理者である者又はなろうとする者	安全管理一般、衛生管理一般、計画の作成、鉱山機械の安全、掘採作業の安全、安全衛生教育、訓練(救急、救護を含む)、災害調査の方法と災害分析、具体的災害防止対策、関係法令	2回	50人	2～3週間	
農業コース	農業において、現に安全管理者である者又はなろうとする者	安全管理一般、衛生管理一般、計画の作成、農業機械の安全、農作業の安全、安全衛生教育、訓練(救急、救護を含む)、災害調査の方法と災害分析、具体的災害防止対策、関係法令	2回	50人	2～3週間	

安全管理者研修

研修の名称	対象者	主要内容	回数(年)	人員	期間	備考
作業環境測定研修	企業において、作業環境測定を担当する者	有害因子と健康障害、作業環境管理の進め方、作業環境測定の目的、方法、評価、作業環境測定の実務(粉じん、有機溶剤及び化学物質を中心に測定器具の取扱い方法、測定結果の分析等を中心に)。関係法令	1回	30人	2～3週間	作業環境測定士試験、日測協作業環境測定士講習
作業環境管理研修	企業において、局所排気装置、全体換気装置等の設計、設置、点検等を担当する者	作業環境管理の進め方、局所排気装置の設計、保守管理、具体的作業環境改善の方法(騒音、高温、有害物等)	1回	30人	2～3週間	日測協局排定期自主検査インストラクター研修
産業看護婦養成研修	産業看護婦になろうとする者	産業医学、看護概論、職業性疾病予防対策の基本的知識、一般健康診断の基本的知識、特殊健康診断の基本的知識	4回	50人	2～3週間	全衛連看護婦実務講習
産業看護婦研修	現に産業看護婦である者	労働衛生行政の動向と課題、産業医学、看護の最新の見解、職業性疾病発生病況と対策の進め方、産業看護の事例研究	2回	100人	1日	
労災指定医研修	労災指定医	各種職業性疾患の疫学及び病因論、各種職業性疾患の診断技法と診断基準、 " 鑑別診断方法 " 治療法 身体機能、生活能力の評価方法	4回	50人	3日	

(注)1. 「経営首脳者安全衛生セミナー」に関し、「比」側設定の研修コース体系には含まれていなかったが、日本における経験に鑑み、労働安全衛生対策の推進のためには経営トップの認識如何が決定的な影響を及ぼすので我が方から本研修コースの設定を提案することとした。

なお、本研修の対象となる事業場は、救急処置者の選任を義務付けられている労働者10人以上規模に限っても27,014事業場となり、メトロマニラだけで1万余事業場あるとみられる(「DISTRIBUTION OF ESTABLISHMENTS BY EMPLOYMENT SIZE AND MAJOR INDUSTRY GROUP, PHILIPPINES: 1984」及び「Number of Establishments and Workers by Industry」参照)。

2. 「安全委員会メンバーコース」(Course for Safety Committee Members)に関し

(1) 安全委員会の設置はすべての事業場に義務付けられており(労働安全衛生基準1042.01~04)、対象事業場数は全国395,566事業場で、メトロマニラだけでも16万事業場程度あるとみられる(同上)。

(2) また、本研修は、安全委員会メンバーの内、法令上構成員とされている経営管理者、産業医及び安全管理者を除き、監督者、職長等及び労組員である労働者の2人を対象としているので、本研修に対する潜在需要は極めて大きいものがあると思われる。

3. 「Course for new employees」については、日本国内でも1982年の統計で概算してみると、中・高・大卒者のうち就職者110万人、また総労働者数4,000万人に対し入職率1.6%で入職者数64万人合計174万人が新規採用として企業に就職したとみられるから、フィリピンでも学卒者全体60万人、また転職率が高いことから1年間100万人程度の新規採用者があるであろうと推測され、これが対象者となるのに鑑み、各企業内で実施する方がなじむとの考え方から、我が方としては、研修コースとして設定しないことを提案することとした。

4. 「労働衛生コース」(Occupational Health Course for Accredited Doctors and Industrial Physicians)に関し

(1) フィリピン側がBasic Course for newly hired physicians及びAdvanced Course for physicians with more than 3 years experienceの2本立てで考えているのに鑑み、我が方としては、産業医養成コース(Course for physicians to be employed by establishments)及び産業医再教育(Refresher Training for physicians employed by establishments)をもって対応させることとした。

(2) さらに、Accredited Doctorsについては、「比」側設定の本研修コースの対象

から外し、Accredited Doctors Courseとして別個に設定することとした。

- (3) 産業医（使用者が事業場に配置しなければならない医師）は、本論の表-6(b)の③及び④に示したとおり1,795 事業場で配置しなければならず、医者の数として約1,500 人（フルタイム産業医1,281 人及びパートタイム産業医 $1,262 \div 6 = 210$ 人（パートタイム産業医は6 事業場まで兼ねることができる（労働安全衛生基準1963.02の(1)の(g)。））とみられる。

他方、産業医養成研修は、既して、POIMAによって実施されたもの544人及びフィリピン大学公衆衛生研究所（UP-IPH）によって実施されたもの456人、合計1,000 人修了者がいるので、この分だけ産業医設置済みと考えれば、当該研修に対する需要として医師500 人とみられる。加えて、毎年医科大卒業生2,000 人のうちの10%の200 人程度は産業医を志向することも期待されるのに鑑み、年4回の頻度で行うこととしても需要に不安はない（「NUMBER OF MEDICAL PERSONNEL」参照）。

- (4) 産業医再教育は、上記(3)に述べたとおり、現在、産業医が1,000 人いるとみられるから、当該研修についても需要面で問題ないと思われるので、研修が法令上4時間で足るとされている（労働安全衛生基準1964.03）のを踏まえ、研修期間1日、年2回の実施とした。

5. 「安全管理者研修」(Safety Mans' Course) に関し

- (1) フィリピン側はフルタイム及びパートタイムに応じて別研修コースを考えているが、我が方としては、このようなコース分化は不要と考え、これらを一本化し安全管理者研修とした。

- (2) 安全管理者を設置しなければならない事業場は、本論の表-6(b)の①に示したとおり、100人以上の規模で全国3,410、この内メトロマニラだけで1,364 事業場とみられる。これら対象事業場において安全管理者の候補者として本研修の対象となる者の数は、本論の表-6(b)の②に示すとおり、全国4,392 人、その内メトロマニラ1,757 人であるが、これまで、当該研修の実績が極く限られているとみられることから、殆んど本研修の対象になると思われる。

さらに、100人未満規模の危険有害な事業場において選任された安全管理者についても本研修の受講をさせるものとすればその数、本論の表-6(b)の②に示すとおり全国152,112 人、この内メトロマニラ60,845 人であるから、当該研修についても需要に問題は無いと考えた。

- (3) 安全管理研修の傘下に設ける4コースは、「比」側の考え方のとおりとしたが、製造業及び建設業に属する事業場数は、全国で全事業場数の約70%を占め、かつ、その50%はメトロマニラにある（Number of Establishments and Workers by

Industries」参照)の鑑み、当面、製造業及び建設業コースを重点とする。また、鉱業及び農業コースについては、当面、実態調査を通じニーズ把握に努めつつ、製造業及び建設業に係る安全衛生事項に共通する事項をベースにカリキュラムを組んで行う考え方をとった。

(4) この研修はRST方式により行うことが望ましい。

6. 「Industrial Hygienists' Course」に関しては、本論Vの5, (5), (1)の③及び(4)の④に述べたとおり行政職員においてバイオニアを養成するという考え方に立っているので、民間向け本研修コースは設定しないこととした。

7. 「作業環境測定研修」(Working Environment Measurement Course)に関し

(1) 現行労働安全衛生基準において有害物質(許容濃度定められているもの。)騒音、温湿度及び照度が規定されており、おおむね、製造業及び建設業に属する事業場はいずれかの規制を受けるものと考えられるので、対象事業場数は全国74,602に及ぶとみられ、労働者10人以上の規模では、メトロマニラだけで2,000余事業場がある(「NUMBER OF ESTABLISHMENTS BY INDUSTRY, PHILIPPINES, 1984」及び「Number of Establishments and Workers by Industry」参照)。

(2) フィリピン側から聞いたところでは、フィリピン航空あるいはサンミゲルビールのような超大企業を別にすれば、人材、技術を有する企業は殆んどなく、したがって作業環境測定も殆んど行われていない現状にあるため、本研修に対する需要は十分あるものとみられた。

8. 「作業環境改善研修」(Working Environment Improvement Course)に関し、フィリピン側設定コース体系の中にないものであったが、現行労働安全衛生基準において局排装置の設置等も規定されている一方、我が方は測定と改善とは一体のものと考えているので、本研修コースを設けることとした。

なお、当該研修に対する需要については、上記7の「作業環境測定研修」の実施との有機的な関連の下にこれを行うことにより確保できるものと考えている。

9. 「産業看護婦研修」(Industrial Nurse's Course)に関し

(1) 産業看護婦(使用者に雇われる看護婦)は、本論の表-6(b)の③に示したとおり、全国2,000余事業場において設置しなければならず、本研修の対象者となる看護婦の数は本論の表-6(b)の④に示したとおり、2,193人となる。

(2) 他方、産業看護婦研修のこれまでの修了者数は456人である(「NUMBER OF MEDICAL PERSONNEL」参照)から、今後、本研修の対象者として15,000人程が見込まれる。

- (3) 上記4の「労働衛生コース」の場合と同様の考え方に立って、「比」側のBasic Course及びAdvance Courseの立て方を止め、上記(2)の研修を「産業看護婦養成研修」(Course for Industrial Nurses to be employed by establishment)とした。
- (4) また、産業看護婦は、既に述べたとおり、毎年1回4時間再教育を受けなければならないが、この場合の研修を「産業看護婦再教育」(Refresher Training for Industrial Nurses employed by establishments)として、上記(3)の研修とともにフィリピン側に提案することとした。
- (5) 上記(4)の再教育に対する需要は、取りあえず456人であるが、将来的には毎年2000人余期待されるから需要面での問題はない。
10. 「労災指定医研修」(Accredited Doctors Course)に関し、当初、フィリピン側設定の研修コース体系においても独立したものとしたものとしていなかったが、医師が職業病認定等の専門技術能力の不足に悩まされていることと同質の問題として労災指定医に対する同種研修コースの設定を強く要望するところあり、我が方としても同意の上、これを設定することとした。
- 労災指定医は現在600人いるとのことであり、開業医が多いという現実的な事情から研修期間は1日としたが、本研修の需要に問題はないと考える。
11. 「Special Seminars for Specific Dangerous or Hazardous Work or Operations」に関しては、我が方から、現時点で、フィリピン側のニーズ等把握困難であること及び本体となる研修コースの実現にまず努力することが肝要との理由をもってフィリピン側に説明し、将来、然るべき時期に改めて協議することで「比」側の了解を得た。

ホ 技術協力の実施スケジュール

研修・広報部門に係る技術協力は、協力期間中、次により段階的に行うものとする。

(第1年度)

- ① 行政官に係る中期研修計画の策定
- ② 研修に関するカリキュラムの作成
- ③ 研修に関する既存教材の収集・見直し及び教材整備計画の策定
- ④ 視聴覚教材の製作技術及び研修教材・広報資料の印刷・製本技術の移転
- ⑤ 広報に関する中期計画の策定

(第2年度)

- ① 行政官研修で使用するインストラクター用マニュアル及び研修員用テキストの作成
- ② 行政官研修で使用する視聴覚教材(カラースライド及びビデオフィルム)の製作
- ③ 行政官研修の試行的実施及びその結果に基づく行政官研修実施体制の整備
- ④ 関係労使啓発のための行事の実施

(第3年度)

- ① 行政官研修の本格的実施
- ② 民間向け研修で使用するインストラクター用マニュアル及び研修員用テキストの作成
- ③ 民間向け研修で使用する視聴覚教材(カラースライド及びビデオフィルム)の製作
- ④ 法令に規定されている民間向け研修の試行的実施及びその結果に基づく民間向け研修実施体制の整備

(第4年度)

- ① 行政官研修に係る全研修コースの実施
- ② 法令に規定されている民間向け研修の本格的実施
- ③ 広報資料の作成・活用
- ④ 関係労使啓発のための行事の実施
- ⑤ セミナー等に対するニーズ等調査の実施

(第5年度)

- ① 行政官研修及び法令に規定されている民間向け研修に係る全研修コースの実施
- ② セミナー等の試行的実施
- ③ 研修効果の評価及びこれに基づくカリキュラム及び教材の見直し
- ④ 広報効果の評価

6. カウンターパートに対する研修の実施等

(1) カウンターパートに対する研修の実施

本プロジェクトの成否は、フィリピン側において、適正なカウンターパートが得られるか否かにかかっている。フィリピン政府においては、労働安全衛生センターに、基幹要員60名を含む合計103名の職員を配置する計画としており、これらの者に対して、安全衛生に関する専門的知識、技術を付与することが必要である。また、これらの者のうち、日本における研修を受けさせることが必要であり、かつ、効果的であると思われる者も多く、これらの者に対しては、必要に応じて、日本において研修を実施することとした。

(2) カウンターパートの定着

カウンターパートの労働安全衛生センターへの定着を図るためには、これらの者に対して、待遇のうえで配慮するとともに、安全衛生に関する専門家としての使命感を持てるような研究、研修の機会を与えることが必要である。フィリピン側としては、公務員は、民間の労働者に比較して給与水準が低いことから、労働安全衛生センターに勤務する職員については、民間に準拠した給与水準となるよう何らかの措置を講じることとしている。なお、フィリピンにおいては、各省の外局に勤務する職員については、内局の職員に比較して給与を高い水準にすることができることになっている。

7. 実施スケジュール

各部門別の技術協力の実施スケジュールについては、5において、述べたとおりであるが、これをまとめると表-9のとおりである。

健康管理部								
年度	1	2	3	4	5			
	60年	61年	62年	63年	64年	65年	66年	67年
				健康管理に関する長期専門家の派遣				
				感染症科の整理及び検疫実施のための体制の整備	同左			技術力の評価
				突発調査(大規模母集団)	突発調査(中小規模母集団) 突発調査(大規模事業)			
					一般健診の実施等	同左	同左	同左
						特殊健診の実施等	同左	同左
						医学情報の収集及び普及把握	同左	同左
				研修計画カリキュラム作成への協力	研修用テキスト、教材作成への協力	研修実施の協力 ト作成等への協力	同左	同左
				健康管理の基礎的な知識及び技術の付与			基本整備のための資料の作成	同左
				カウンタートパートのインストラクターとしての養成			個別事業場への相談・指導	同左
					医師(一般健診)の派遣	医師(じん肺)の派遣	医師(金属中毒)の派遣	
					衛生検査技師の派遣	X 検査技師の派遣		

環境管理部門(その一)		年度					
60年	61年	62年	1	2	3	4	5
60年	61年	62年	63年	64年	65年	66年	67年
			環境管理に関する長期専門家の派遣				
			既存資料の整理及び規定実施のための体制の整備	同 左			
			実施調査の実施(大規模事業場)	同 左 (中小規模事業場及び大規模事業場)			
				作業環境測定の実施等(主に粉じん塵粉で行政ニーズによるもの)	同 左 (主に金属粉塵で行政ニーズによるもの)	同 左 (主に民間依頼によるもの)	同 左 (同 左)
				測定マニュアルの作成(粉じん)	同 左 (金属等)	同 左 (金属等)	
				作業環境改善指導の実施等(粉じん)	同 左 (金属)	同 左 (粉じん他) 及び管理指針の作成(測定結果の評価)	同 左 (同 左) (同 左) (改善方針等)
			環境管理の推進的知識及び技術の付与		局研設計・管理指針の作成	換気装置設計・管理指針の作成	作業環境測定制度の確立
			カウンタートレーサーとしての養成			防じんマスクの検定 疫前	防じんマスクの検定技術 防じんマスクの検定技術
							保護具検定制度の確立

環境管理部門 (その二)		年度							
		60年	61年	62年	1	2	3	4	5
					63年	64年	65年	66年	67年
				研修、広報部門への協力 (計画作成及びカリキュラム作成等)	同左 (デキストの作成等及び 試行の実施)	同左 (デキスト作成等及び 研修の実施)	同左 (デキスト作成等及び 研修の実施)	同左 (同左)	同左 (同左)
					短期専門家 (作業環境測定)	同左 (同様等)	同左 (同様等)		
				安全管理部門への協力 (化学物質による環境汚染防止のための事前 評価技術)	同左	同左	同左	同左	同左

安全管理部門 (その一)		年度						
	60年	61年	62年	1	2	3	4	5
	60年	61年	62年	63年	64年	65年	66年	67年
				既存資料の整理及び体制の整備	同左	安全啓蒙の取組及び分析の取組	同左	同左
				突発調査の取組及び安全啓蒙の取組及び分析の取組	同左	労働災害防止計画の策定		
				安全管理の基礎的知識及び技術の付与				
				カウンタクターメントのインストールの取組	サイフタイムアセスメントの取組等 (化学工業の指針作成他)	同左 (建設工事の指針作成他)	同左 (電気機械器具工業の指針作成他)	同左 (機械器具工業の指針作成他)
					安全診断の取組等 (化学工業の指針作成他)	同左 (建設工事の指針作成他)	同左 (電気機械器具工業の指針作成他)	同左 (機械器具工業の指針作成他)
					危険・機械器具等の試験・検査の取組等 (保護具、安全装置等)	同左 (エレベーター・クレーン等)	同左 (ボイラー等)	同左 (プレス機械等)
					災害調査マニュアルの作成(災害調査等)の取組分析 (システムの開発)	同左 (機械災害等)	同左 (障害災害等)	同左 (土砂崩壊等)
					安全管理に関する長期専門家の派遣			

安全管理部門(その二)		年度						
	60年	61年	62年	1	2	3	4	5
				63年	64年	65年	66年	67年
				研修、広報部門への協力 (計画作成、カリキュラム作成等)	同左 (テキスト作成等、教材作成、試行の実施) 短期専門家 (ボイラー保護具、安全装備、爆発火災等)	同左 (テキスト作成等、教材作成等、研修の実施) 同左 (エレベーター、クレーン、建設機械、土木工事)	同左 (同左) 同左 (建築工事)	同左 (同左) 同左 (一般機械)

研修・広報部門		年度						
	60年	61年	62年	1	2	3	4	5
	60年	61年	62年	63年	64年	65年	66年	67年
				<p>研修・広報に関する長期専門家の派遣</p> <p>中期研修計画の策定 教材整備計画の策定 広報に関する中期計画の策定 既存資料の取集、整理</p> <p>教材、広報資料等の作成 取集の移転</p> <p>研修に関するカリキュラムの作成</p>	<p>行政官研修 用マニュアル作成 テキスト作成 教材(スライド等)作成 試行的実施 研修実施体制の整備</p>	<p>同左 一部研修の実施 (テキスト等作成)</p>	<p>同左 全部研修の実施 (テキスト等作成)</p>	<p>同左 全部研修の実施 (テキスト等作成)</p>
					<p>関係者便覧発行書の発行</p>	<p>民間向け研修 インストラクター作成 用マニュアル作成 テキスト作成 教材(スライド等)作成 試行的実施 研修実施体制の整備</p>		
					<p>広報資料の作成及び活用</p>			
				<p>A/Vに関する専門家の派遣</p>			<p>セミナー等ニーズの調査</p>	<p>セミナーの試行的実施</p>
								<p>研修効果の評価及びカリキュラム等の見直し</p>
								<p>広報効果の評価</p>

8. フィリピン側の予算措置

(1) 本センター運営費の確保見通し

イ フィリピン側は、日本政府に提出したプロジェクトプロポーザルにおいて、その期待している日本側からの協力、即ち建物・機材に係る無償資金協力及び専門家派遣・研修員受入れに係る技術協力を得て本センターが稼動することとなった場合について、その運営費として、約1,000万ペソ（日本円約1億3,000万円 本年9月20日現在為替レート1ペソ＝13円。以下同じ。）と積算している。

この運営費の財源確保について、フィリピン側は同プロポーザルにおいて、労働者災害補償法に基づく使用者からの拠出金及びその投資収益の12%までは労働安全衛生プログラムを含む運営費に当てることができる（the Labor Code, Book Four: HEALTH, SAFETY, AND SOCIAL WELFARE BENEFITS Title II Employees' Compensation and State Insurance Fund Chapter III ART. 178）ところ、現在、その積立て額は23億ペソ（約300億円）に達し、その12%は約2億8,000万ペソ（約36億円）で、この内、EOC等の運営費として年間約3,000万ペソ（約4億円）使われているに過ぎないから、残額の4%（約1,000万ペソ約1億3,000万円）で賄うことができると説明している。加えて、ボイラー等の検査手数料、さらには本センター運営段階に入れば受講料等の徴収も可能となり、これらも運営費に当てることが出来るとしている。

ロ 本調査団として、労働条件局（BWC）及び労災補償委員会（EOC）責任者から本件について聴取したところ、社会保険基金（State Insurance Fund）のreserve（積立金）23億ペソについて明言できる立場にはないが、事務レベルで問題として10分の1程度の額については確認されているから、本センターの運営費は、日本側の協力実施に伴いフィリピン側の積算が上方に動くことがあっても、その数%の額をあてることで足りることには変わりがないとのことであった。

ハ さらに、上記ロで引用した社会保険基金の12%上限の下で、その内の4%を本センターの運営費に当てることについては、無償資金協力に関し交換公文（E/N）が署名され次第、同プロポーザルに掲げられている大統領令（案）にも署名が行われ、発効する手はずになっている旨述べた。

(2) インフラ整備の手当ての可能性

本調査団として、E/Nの署名に伴い、整地、ガス・上下水道・電気工事その他のインフラストラクチャの整備をフィリピン側で実施する必要があることを説明したが、来年度予算編成時点でのこの点の対応が明らかでなかったため、その経費が予算化されていないという事態が生じた場合にフィリピン側は対応可能であるかにつき質した。

これに対し、フィリピン側（特に国際部長から説明）は、本件国家経済開発庁

(National Economic Development Agency : NEDA)によっても承認されているから、NEDA ヘインフラ整備及びそのための経費が必要になったことを連絡し、手続をとれば国際プロジェクト基金、あるいは他の事業官庁のプール予算から支出される制度になっており、また場合によっては労働雇用省の予算を使うことだってできるわけだから、問題がない旨明言した。

9. フィリピン政府のとりべき措置

- (a) プロジェクトの円滑な実施のために必要な法的措置を取り、その実施をはかること。
(注：この項は、民間企業を対象とした研修コースの実施に際し、参加を義務づける法令、規則の設置もしくは健康診断の義務づけ等の法的措置及びその実施を比国側に求めたものである。)
- (b) 必要な知識と経験を有するカウンターパートを任命すること。カウンターパートの数は、チーフアドバイザー、コーディネーターを除く各日本人専門家に3名以上とすること。
- (c) プロジェクトの実施のために用いられるカウンターパート及びその他のスタッフの経費を負担すること。
- (d) 日本における研修にて得られた知識、経験をカウンターパートがプロジェクト推進のため有効的に用いること。
- (e) プロジェクトのランニングコスト、運営経費等必要な予算を提供すること。
- (f) 日本の技術協力計画に基づき提供された機器の比国内における輸送、備え付け、メンテナンス等の経費を支出すること。
- (g) 日本の技術協力計画に基づき提供される機材に対する通関税、国内税等を免除すること。
- (h) 日本から供与された機器以外でプロジェクトの実施のために必要とされる機器、道具、車輛、スペアパーツ等を購入すること。

VI 必要施設及び機材

1 施設

本プロジェクトを進めるにあたっては次の施設が必要である。

- ① 事務室，会議室
- ② 実験室
- ③ 資料室
- ④ 研修室（機器の展示室を含む）
- ⑤ A/V，印刷室
- ⑥ 図書室
- ⑦ 寄宿舍
- ⑧ その他の施設（倉庫，駐車場，機械室等）

2 機材

本プロジェクトを効果的かつ円滑に進めるためには，各部門ごとに次に示すような機械器具等が必要である。

(1) 健康管理部門

- イ 胸部X線，かくたん検査及び肺機能検査等結核健診及びじん肺健診用機材
- ロ 視聴覚検査用及び胸腹部聴打診用機械器具等
- ハ 血圧測定，尿検査用機械器具等
- ニ 神経学的検査，貧血検査，血中鉛量等検査用機械器具等
- ホ 腎機能検査用等機械器具等
- ヘ その他健康管理に関する指導を進めるうえで必要な機械器具等

(2) 環境管理部門

- イ 作業環境測定用の各種機械器具等
（各種サンプリング及び分析機器等）
- ロ 作業環境の改善指導用の各種機械器具等
（局所排気装置，全体換気装置等）
- ハ 呼吸用保護具の試験に必要な機械器具等
- ニ その他環境管理に関する指導を進めるうえで必要な機械器具等

(3) 安全管理部門

- イ ボイラー，圧力容器等の危険機械等の検査指導に必要な機械器具等
- ロ 保護具等の試験検査の指導に必要な機械器具等

- ハ 建設工事等危険作業の安全に関する指導に必要な機械器具等
- ニ 労働災害の原因調査等に必要な機械器具等
- ホ 事業場の安全診断の実施指導に必要な機械器具等
- ヘ その他安全管理に関する指導を進めるうえで必要な機械器具等

(4) 研修広報部門

- イ 視聴覚教育に必要な機械器具等
- ロ 拡声装置等各種電気設備
- ハ 各種安全衛生装器具（マスク，絶縁用保護具等）
- ニ その他研修広報に関する指導を進めるうえで必要な機械器具等

(5) 管 理 部 門

- イ 自動車（バス，バン，乗用車等）
- ロ 机，椅子等
- ハ ゼロックス，パソコン等事務機械
- ニ 寄宿舍に係る設備
- ホ その他

Ⅲ 關係資料

(1) ≡ = ッ ツ

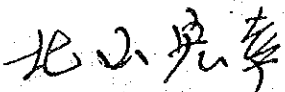
THE MINUTES OF DISCUSSION ON THE PROJECT
FOR THE ESTABLISHMENT OF THE OCCUPATIONAL SAFETY
AND HEALTH CENTER IN THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES

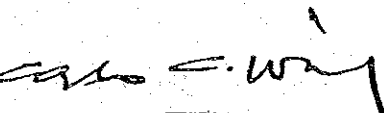
The Japanese Preliminary Study Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (JICA) and headed by Mr. Hiroyuki Kitayama, visited the Republic of the Philippines from August 19-31 in 1985 for the purpose of studying the feasibility of the Japanese cooperation on the Occupational Safety and Health Center Project (hereinafter referred to as "the Project").

During its stay in the Republic of the Philippines, the Team had a series of discussion with the authorities concerned and conducted necessary field survey.

As a result of the discussions, the Team and the Philippines authority concerned reached an understanding as attached herewith.

Manila, August 29, 1985


MR. HIROYUKI KITAYAMA
Leader of the Japanese
Preliminary Study Team


MR. CARMELO C. NORIEL
Deputy Minister of the
Ministry of Labor and
Employment

I. Objective of the Project:

The objective of the Project is to establish the Occupational Safety and Health Center (hereinafter referred to as "the Center") in the Ministry of Labor and Employment (MOLE) as the national central organization on the technology of occupational safety and health, which aims to provide and ensure utilization of its technology through training, study, survey, technical services and dissemination of information thereby contributing to the prevention of occupational accidents and diseases, improvement of the welfare of workers and the increase of labor productivity in the Republic of the Philippines.

II. Objective of the Japanese Technical Cooperation:

A. The objective of the Japanese technical cooperation is to assist and advise the Philippine counterpart personnel in the Center for the successful implementation of the Project.

III. Functions of the Center:

- (1) Develop, plan and implement training programs (Annex I) for the inspectorate, safety engineers, health personnel, staff of BWC, ECC, other agencies of the MOLE and the private sector in collaboration with the academic community and other concerned organizations.
 - (2) Institute a mechanism of information and technology dissemination to the public especially the workers to upgrade occupational safety and health.
- u*

- (3) Function as a clearing house of information on innovative methods, techniques and approaches in dealing with occupational safety and health problems.
- (4) Monitor the working environment through the use of laboratory and industrial hygiene field equipment on administratively accepted requests from industry and Regional labor offices.
- (5) Conduct medical examination of workers exposed to hazardous materials for the ready detection of occupational diseases on administratively accepted requests from industry and regional labor offices.
- (6) Undertake practical studies and tests of personal protective equipment on occupational safety and health as well as technical services related to occupational safety and health.
- (7) Provide relevant statistical and scientific data to the BWC, ECC and other agencies of the MOLE in order to assist them in the formulation of standards, policies, rules and regulations on occupational safety and health.

IV. Organization of the Center:

The organization of the Center is as shown in Annexes II and III.

V. Administration of the Center:

- (1) The Executive Director of the Center as the Head of the Project, will bear overall responsibility for the implementation of the Project.

(2) The Japanese Chief Adviser, as the counterpart of the Executive Director of the Center will provide necessary recommendation and advise on technical and administrative matters concerning the implementation of the Project. He will attend the meeting of the Governing Board as an ex-officio member. When the need for it arises the Japanese Chief Adviser may hold consultations with the leadership of the MOLE.

(3) The Japanese experts will give necessary technical guidance and advise to their Philippine counterparts on matters pertaining to the implementation of the Project.

(4) For the effective and successful implementation of the Project, a joint committee will be established with the function and composition as referred to below:

(a) The joint committee will meet at least once a year and whenever necessity arises, and work;

(i) to formulate the Annual Work Plan of the Project in line with the tentative implementation schedule, which will be determined when the Record of Discussion is signed; (ii) to review the overall progress of the technical cooperation program as well as the Work Plan; and, (iii) to review and exchange views on major issues arising from or in connection with the technical cooperation program.

(b) Composition

Chairman (A Deputy Minister designated by the Minister of Labor and Employment)

(i) Philippine side

- a) Executive Director of the Center
- b) Director of BWC
- c) Executive Director of ECC

e) Other personnel of the Center designated
by the Philippine side of the joint committee.

(ii) Japanese side

- a) Chief Adviser
- b) Coordinator
- c) Expert(s) designated by the Chief Adviser
- d) Other personnel concerned to be dispatched
by JICA, if necessary
- e) Resident Representative of JICA in the Philippines

Note: Officials of the Embassy of Japan may attend
the joint committee meeting as the observers.

VI. Project Site.

The Project Site as proposed by the Philippine side is
shown in Annexes IV and V.

VII. Outline of the Japanese Technical Cooperation

The contents of the Japanese Technical Cooperation will be
specified at the time of the signing of a Record of
Discussion but its outline is as follows:

(1) The term of the technical cooperation

The duration of the technical cooperation will be
five (5) years.

(2) Dispatch of Japanese experts

- (a) Chief Adviser.
- (b) Coordinator
- (c) Long-term experts to cover following areas:
 - (i) Occupational Health Control
 - (ii) Working Environment Control
 - (iii) Occupational Safety Control
 - (iv) Occupational Safety and Health Training

(d) Several short-term experts will be dispatched in accordance with the Annual Work Plan.

(3) The training of the Philippine personnel in Japan. The Philippine personnel will undergo technical training in Japan.

(4) Provision of machinery and equipment

Machinery and equipment necessary for the implementation of the Japanese Technical Cooperation will be provided.

VIII. The Grant-Aid Program

(1) The Philippine side emphasized the need for a grant-aid program for the execution of the Project as proposed in the project document presented on August 1, 1985.

(2) Both sides agreed that the Team would convey the request to the Government of Japan and the detailed study would be carried out by the Basic Design Study Team which would be dispatched when the Project is recognized as feasible.

(3) The Philippine side understood the system of Grant-Aid Program to be extended by the Government of Japan.

(4) The Team confirmed that the Philippine Government would take budgetary measures necessary for the implementation of the Project.

IX. Measures to be taken by each government

(1) Measures to be taken by the Government of the Republic of the Philippines

(a) To take care of necessary legal arrangements and its proper enforcement for the successful implementation of the Project.

- (b) To assign Philippine counterpart with sufficient knowledge and experience. The number of counterpart personnel will be at least three (3) persons for each Japanese expert (except Chief Adviser and Coordinator)
- (c) To ensure at its own expense that the services of the Philippine counterpart personnel and other necessary staff be available for the implementation of the Project.
- (d) To ensure that the knowledge and experience acquired by the Philippine counterpart personnel from the technical training in Japan be effectively utilized for the Project.
- (e) To make budgetary provision to meet all expenses for the running and management of the Project.
- (f) To secure expenses necessary for transportation within the Republic of the Philippines of machinery, equipment and other materials provided under the Japanese Technical Cooperation Program as well as the installation, operation and maintenance thereof.
- (g) To exempt from customs duties, internal taxes and any other charges imposed in the Republic of the Philippines on machinery, equipment and other materials provided by the Japanese Technical Cooperation Program.
- (h) To provide at its own expense for purchase of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts, and materials required for the implementation of the Project other than those supplied by the Japanese side.

(i) To grant the Japanese experts and their families the same privileges, exemptions and benefits as those accorded to experts of the third countries and international organizations working in the Republic of the Philippines.

(j) To provide at its own expense the Japanese experts with transport facilities or travel allowance required for their official business trips within the Philippines.

(k) To provide suitably furnished accommodation for the Japanese experts and their families, taking into account of the local conditions and financial capabilities of the Philippine authorities concerned.

(l) To undertake claims, if any arises, against a Japanese expert engaged in the Project arising from or in the course of, or otherwise connected with the discharge of his/her official functions in the Republic of the Philippines except those resulting from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese expert concerned.

(2) Measures to be taken by the Government of Japan

(a) To provide at its own expense and through JICA the services of Japanese experts for the implementation of the Project.

(b) To accept at its own expense and through JICA Philippine counterpart personnel for technical training in Japan.

(c) To provide at its own expense the machinery, equipment and other materials deemed necessary for the Technical Cooperation.

Annex I

LIST OF TRAINING COURSES

training courses for administrative personnel/staff of (MOLE, ECC, SSS and GSIS)

NAME	CAPACITY (Number)	PERIOD	FREQUENCY (Per Year)
(1) Training for newly-hired LASWOS	10	one month	once
(2) Training for more than three-year experienced LASWOS who are technical officers	20	one month	once
(3) Training for newly-hired safety engineers	20	one month	once every three-year
(4) Training for safety engineers with more than three years experience - five separate courses	each 10	each two or three weeks	each once
(5) Training for industrial hygienists in the field of occupational health control	5	two or three weeks	once
(6) Training for industrial hygienists in the field of working environment control	5	two or three weeks	once
(7) Occupational Diseases Classification Course	15	two or three weeks	twice
(8) Disability Evaluation Course	15	two or three weeks	once

B.

Page 2 (Continued)
LIST OF TRAINING COURSES
...../

II. Training courses for personnel of private industries

	NAME	CAPACITY (Number)	PERIOD	FREQUENCY (Per Year)
(1)	Course for Safety Committee Members	100	one week	six times
(2)	Course for executives of establishments	50	one day	four times
(3)	Course for physicians to be employed by establishments	50	one month	four times
(4)	Refresher Training for physicians employed by establishments	100	one day	two times
(5)	Safety Man's Course			
	a. Manufacturing Course	50	two or three weeks	six times
	b. Construction Course	50	two or three weeks	six times
	c. Mining Course	50	two or three weeks	six times
	d. Agriculture Course	50	two or three weeks	six times
(6)	Working Environment measurement course	30	two or three weeks	once
(7)	Working Environment Improvement Course	30	two or three weeks	once
(8)	Industrial Nurse's Course			
	a. Course for industrial nurses to be employed by establishments	(50)	(two or three weeks)	four times

Final (11/1/50)

J

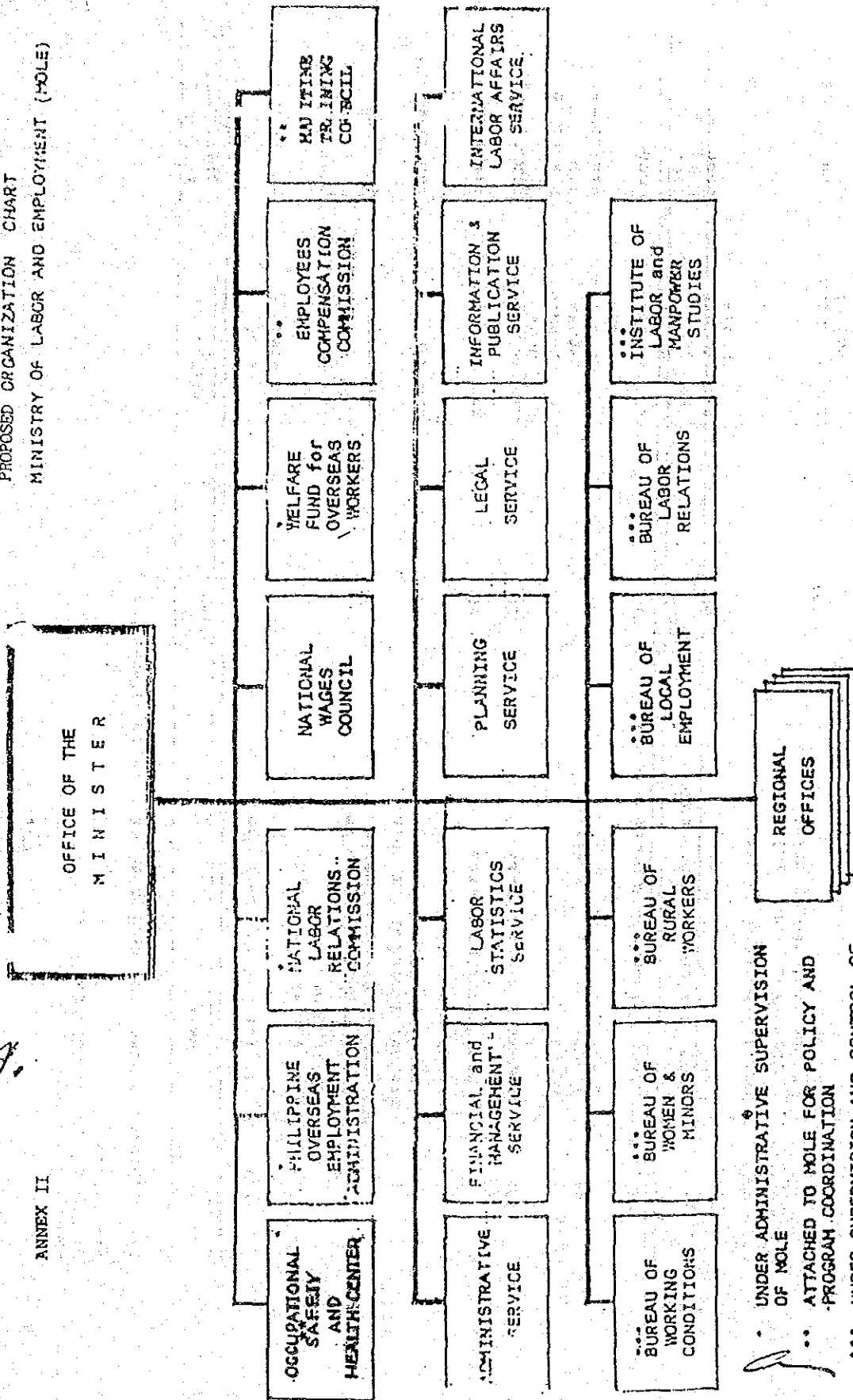
A.

Page 3 (Continued)
LIST OF TRAINING COURSES
...../

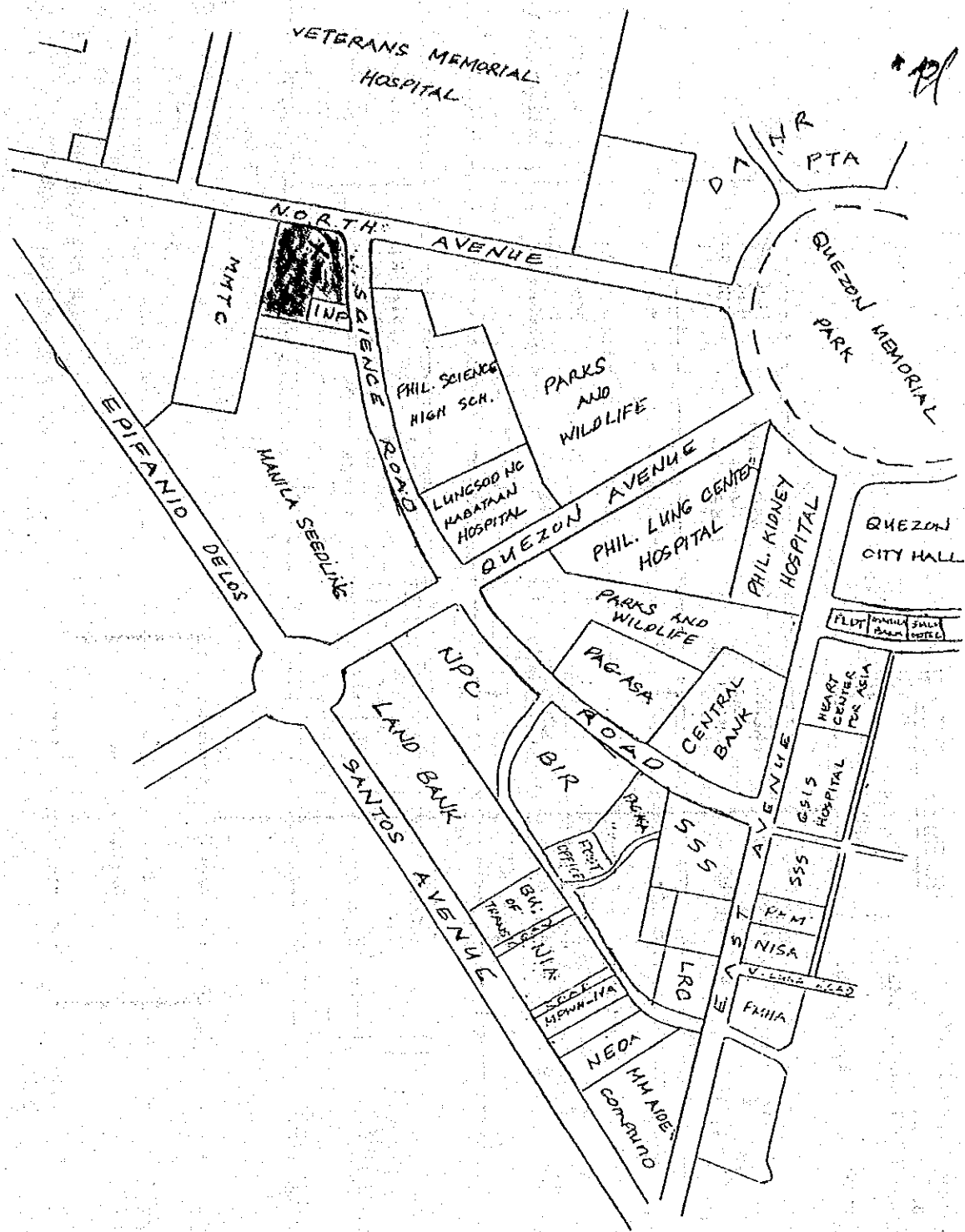
NAME	CAPACITY (Number)	PERIOD	FREQUENCY (Per Year)
b. Refresher Training for Industrial Nurses employed by establishment	100	(one day)	two times
(9) Accredited Doctors Course	50	three days	four times

PROPOSED ORGANIZATION CHART
 MINISTRY OF LABOR AND EMPLOYMENT (MOLE)

ANNEX II



• UNDER ADMINISTRATIVE SUPERVISION OF MOLE
 ••• ATTACHED TO MOLE FOR POLICY AND PROGRAM COORDINATION
 •••• UNDER SUPERVISION AND CONTROL OF MOLE



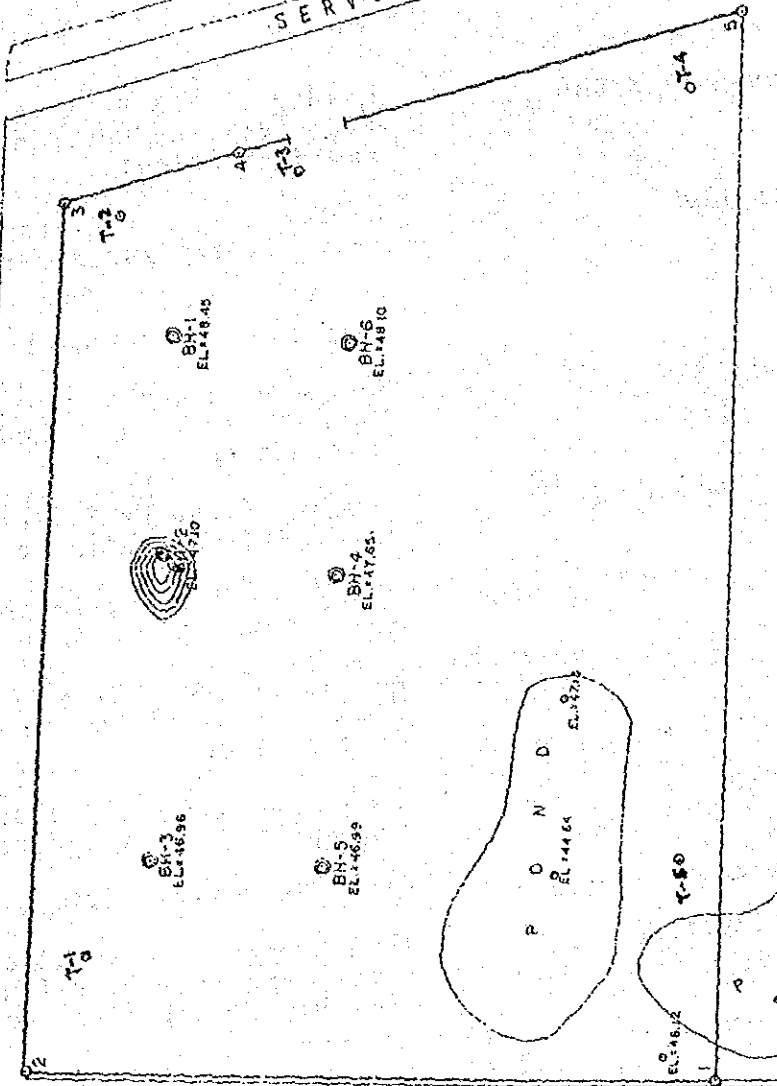


10.

ANNEX V

NORTH AVENUE

SCIENCE ROAD
SERVICE ROAD



N M T C COMPOUND

BOREHOLE LOCATION PLAN
SCALE: 1:1000

MEMBER LIST OF JAPANESE PANEL

Hiroyuki KITAYAMA	Leader of the Preliminary Study Team (Working Environment Administration)
Makoto ITOH	Member of the Preliminary Study Team (Safety Administration)
Hirotoishi GOTOH	Member of the Preliminary Study Team (Hygienic Administration)
Hiroichi ONO	Member of the Preliminary Study Team (Training and Public Information)
Nobuaki SHIBAIKE	Member of the Preliminary Study Team (Medical Administration)
Hiroyuki NOGUCHI	Member of the Preliminary Study Team (Grant Aid Planning)
Koji KAWAI	Member of the Preliminary Study Team (Technical Cooperation Coordination)
Ryota ONO	Member of the Preliminary Study Team (Grant Aid Coordination)
Moriaki NAGAE	First Secretary, Embassy of Japan
Yuichi ICHIKAWA	JICA Expert in Occupational Safety and Health assigned to Ministry of Labor and Employment

Ad.

[Signature]

MEMBER LIST OF PHILIPPINE PANEL

Carmelo C. NORIEL	Deputy Minister Ministry of Labor and Employment
Augusto G. SANCHEZ	Director, Bureau of Working Conditions (BWC), MOLE
Eleo CAYAPAS	Executive Director Employees Compensation Commission (ECC)
Caridad DE QUIROS	Deputy Director Employees Compensation Commission
Nieves CONFESSOR	Chief, International Labor Affairs Service, Office of the Minister, Ministry of Labor and Employment
Natividad CHIPONGIAN	Chief Medical Officer Employees Compensation Commission
Manuel Wilson ESTRADA, Jr.	Chief, Research Division Bureau of Working Conditions, MOLE
Mauricio CORALES	Chief, Inspection Division Bureau of Working Conditions, MOLE
Gregoria SANTOS	Chief, Health and Safety Division Bureau of Working Conditions, MOLE
Emilia C. ANAYA	Chief, General Inspection Section Industrial Safety Division Bureau of Working Conditions, MOLE
Agnes A. RAMOS	Chief, Industrial Hygiene Section Bureau of Working Conditions, MOLE
Marbel RUIZ	Chief, Publication and Information Section, MOLE
Benevito FONTANILLA	Industrial Hygienist, Bureau of Working Conditions, MOLE
Lourdes BUELVA	Labor Standards and Welfare Officer Bureau of Working Conditions, MOLE
Susan de ONO-LASET	Interpreter, Office of Deputy Minister Brion, Ministry of Labor and Employment




(2) フィリピン国提出プロポーザル

(3) 添付資料

比国における安全衛生事情等の中で添付した資料のほか、次の資料が比側より提出されているので、参考までに添付することとする。

1. GNP、GDP及び貿易に関する統計（資料№1）
2. 建設投資額（公共及び民間）（資料№2）
3. 産業別経済成長率（資料№3）
4. 人口統計（年齢別、性別及び地域別）（資料№4、№5）
5. 出生数（性別及び地域別）（資料№6）
6. 死亡者数（年齢別、性別及び地域別）（資料№7）
7. 原因別死亡者数及び原因別疾病発生状況（資料№8）
8. 労働力人口（産業別及び年齢別）（資料№9）
9. 産業別企業数及び労働者数（労働者数10人以上）（資料№10）
10. 産業別企業数（資料№11）
11. 産業別・規模別企業数（資料№12）
12. 賃金統計（資料№13）
13. 労災補償件数及び給付金額（資料№14）
14. 労働雇用省組織図及び労働条件局組織図（資料№15、№16）
15. 関係団体の活動状況（資料№17）
16. 医師等の数（資料№18）

これらの統計資料のほか、今回の調査において次に示す種々の資料が比側より提出されている。

(4) 調査団入手資料 (タイトルのみ)

資 料 名	同 左 (和文)	提 出 機 関
1. Occupational Safety and Health Standards	労働安全衛生規則	Ministry of Labor and Employment (MOLE), Bureau of Working Conditions (B.W.C)
2. Data for the Preliminary Survey of Occupational Safety and Health Center	労働安全衛生センターの事前調査用データ集	B.W.C, Employees' Compensation Commission (E.C.C)
3. Bureau of Working Conditions (1984 annual report)	B.W.Cの1984年報	B.W.C
4. Ministry of Labor and Employment Programs	MOLEの政策推進計画	MOLE
5. The Freedom to Achieve (By Blas F.Ople)	自由への成就	Minister of Labor BLAS F.OPLE
6. Briefing on the Employees' Compensation Program	労災補償計画の概要	E.C.C
7. Report on Selected ECP Indicators As of May 1985	1985年5月時点における労災補償計画の推進状況	E.C.C
8. Why do we need an occupational Health and Safety Center (OHSC)?	「何故我々が労働安全衛生センターを必要とするか」	E.C.C
9. Analysis of Employees' Compensation Claims Filed at SSS for the year 1984	1984年におけるSSS補償要求件数の分析	E.C.C
10. Presidential Decree №626	大統領令第626号	E.C.C
11. The New Employees Compensation Program	新労災補償計画(入門書)	E.C.C
12. Note on Proceedings (National Conference of Employers VI "Conditions of Work")	労働条件に関する第6回国際使用者委員会議事録	Employers Confederation of the Philippines (E.C.O.P)
13. Safety for Better Productivity	より生産性を上げるために必要な安全	E.C.O.P
14. Industrial Preventive Medicine	産業予防医学	Trade Union Congress of the Philippines (T.U.C.P)
15. Basic Skills Manual "Workshop Safety"	「産業場の安全」(基礎技術必携)	"
16. Katipunang Manggagawang Pilipino (16 Disyembre 1978)		"
17. TUCP Information 4点		"

JICA